

健診に対する補助回数及び 申込み方法変更のお知らせ

平成 27 年度までの本組合の健康診断に係る補助については、人間ドック及び特定健康診査ではそれぞれ年度内 1 回とする一方、生活習慣病健診は回数制限なしとしていました。

また、各健診別（人間ドック、特定健康診査別）に回数制限を設けるのみとしていましたので、それぞれを別に受けた場合でも、複数回の補助を受けることができました。

現在、データヘルス計画等を始めとする様々な事業の実施が求められており、公平性の観点や限られた財源の有効活用のため、次のとおり平成 28 年度から健診補助回数の制限を設けることとしました。

これに伴い、複数回補助の事前チェックのほか、利用券発行時間の短縮を図るため、健診予約システムを導入することとしました。（次頁のとおりに申込み方法が変更となりますので、併せてご案内いたします。）

○ 健診に対する補助回数の変更について

人間ドック、特定健康診査、生活習慣病健診及び事業主診療所（室）健康診断（生活習慣病健診）の補助について、平成 28 年 4 月以降の受診から、いずれかの健診につき年度内 1 回の補助となります。

現 行	平成 2 8 年 4 月以降
<ul style="list-style-type: none">・ 人間ドック及び特定健康診査 ： 年度内 1 回・ <u>生活習慣病健診</u> ： <u>回数制限なし</u>	<ul style="list-style-type: none">・ 人間ドック、特定健康診査及び <u>生活習慣病健診</u> ： <u>いずれかの健診につき年度内 1 回</u>

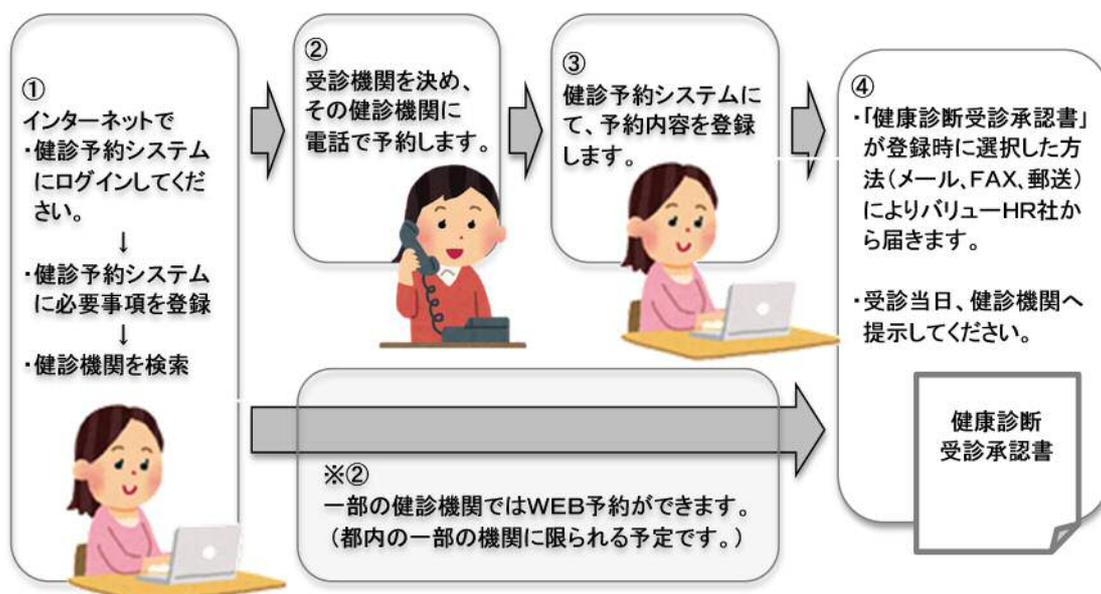
○ 他の健診の補助を希望する場合はどうなるの？



○ 健診予約システムの導入（健診申込みの方法の変更）について

平成 28 年 4 月受診分から(株)バリューHR の健診予約システムを導入し、同社に予約受付業務を委託します。変更後の手続きの概要は次のとおりですが、同社のシステムへ登録することで発行される「健康診断受診承認書」により受診いただくこととなり、これまで必要としていた組合への申込書提出は不要となります。（人間ドック、生活習慣病健診、胃検診、海外勤務者健康診断の手続きが対象となります。）

ただし、厚生中央病院、中部・関西健康管理センターの受診手続きについては、これまでどおり、各健診機関への申込手続きのみとなります。また、日本健康増進財団についても、同財団への予約手続きのみで完了することになります。なお、特定健康診査については、これまでどおり特定健康診査受診券を送付しますので、健診機関へ予約のうえ、特定健康診査受診券を持参して受診いただくこととなります。（これらの健診機関での受診と特定健康診査については、健診予約システムへの登録は不要です。）



※1 健診予約システムには、健診補助回数のチェック機能を有していますので、同一年度内に補助を受けている場合は予約登録ができません。

2 インターネットで手続きできない方々は、受診機関へ電話予約後、「健診予約情報連絡票」をFAX又は郵送でバリューHR社へ送っていただくこととなります。

○ 平成 28 年 4 月からの申込みについて

平成 28 年 4 月受診分からの健診予約システムでの申込みは、平成 28 年 3 月頃からの開始を予定しております。詳しい健診申込みの方法については、平成 28 年 4 月号の保険組合だよりに掲載予定ですが、準備が出来次第、組合ホームページでもお知らせする予定です。

なお、既に健診機関に予約のうえ、会社を通じて組合へお申込みいただいている方については、組合で上記承認書の発行手続きを行いますので、健診予約システムで登録する必要はございません。